

グローバルサウス未来志向型共創等事業（大型実証 ASEAN加盟国）（第一回）

# 公募説明資料(事前告知版)

**本公募説明資料は、事前告知版です。  
正式な公募開始時に、内容に修正がある場合がございます。**

グローバルサウス未来志向型共創等事業（大型実証 ASEAN加盟国）事業支援事務局

1. 事業の概要
2. 申請手続きについて
3. F A Q

## **1. 事業の概要**

2. 申請手続きについて

3. F A Q

## (1) 事業目的

### グローバルサウス未来志向型共創等事業（大型実証 ASEAN加盟国）（第一回）

いわゆるグローバルサウス諸国（本事業の対象国はASEAN加盟国とします。具体的な対象国について確認されたい場合には、個別にご相談ください。）では、産業の脆弱さ、保健・防災・食糧問題等といった課題を抱えています。

そのため、グローバルサウス諸国が抱える課題を解決することを通じて、当該地域の市場の成長力を活かし、グローバルサウス諸国との経済連携を強化することや本事業の実施により事業実施国が裨益することに加え、日本国内のイノベーション創出、サプライチェーン強靭化等により国内産業活性化を目指します。

本事業では、本邦企業がASEAN加盟国で行う大型実証事業の実施に必要な費用の一部を補助します。

※なお、本事業は、「グローバルサウス未来志向型共創等事業」のうち、  
「マスタープラン策定（委託）」、  
「我が国企業によるインフラ海外展開促進調査（F S事業及び小規模実証事業）」及び  
「グローバルサウス諸国への日本からの技術移転を通じた産業協力プログラム（UNIDOの大規模実証事業）」  
に係るものではございません。

## (2) 事業対象

### ■ 対象となる事業及び対象国・地域について

グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金	
対象 事業	当該国や地域で未だ実用化に至っていない技術の実施可能性、 同様に未だ実用化に至っていない技術のビジネスモデル構築に向けた  大型実証事業
対象国・地域	グローバルサウス諸国 ( ASEAN加盟国) (対象国の判断に迷う場合は都度、事務局に相談のこと)

### ■対象となる分野

- ・情報通信、エネルギー、交通、都市基盤等
- ・医療、ヘルスケア、農業・食品、廃棄物処理等
- ・デジタル・プラットフォーム等

## (2) 事業対象

### 実証事業の定義

実証事業とは、実地に適用可能な段階にある技術・システム・制度などを、グローバルサウス諸国（本事業の対象国はASEAN加盟国）において、商用に向けたスケール化を目指す実証の有効性や経済性などを確認することを指します。

※なお、本事業は、研究開発を対象とした事業ではありませんので、ご注意ください。

### ■ 補助交付契約の取消事由

- ・本事業の趣旨にそぐわない事業。
- ・公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業。
- ・事業の主たる課題の解決そのものを外注又は委託する事業。
- ・補助金総額に対する委託・外注費の額の合計の割合が50%以上となる場合に、相当な理由がない事業。
- ・同一事業を分割して複数案件として申請したり、複数社から同一案件をそれぞれ申請したりすること。
- ・過去又は現在の独立行政法人等を含む日本国政府が助成する他の制度と同一又は類似内容の事業。
- ・他の民間団体等と同一又は極めて類似した内容の事業。

詳細については、交付規程と公募要領をご確認ください。

※交付規程、公募要領については、正式な公募開始時に公表いたしますのでご確認ください。

## (2) 事業対象

■ 補助対象となる主な経費支出可能項目例① ※補助事業に適したものとして認められたものに限る。  
※人件費と事業費については、共同事業実施者・共同申請者が事業を行うために計上する経費を含む

経費項目	主な経費支出可能項目例
I. 人件費	国内外で事業に従事する者の直接作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費(招聘分含む)
会議費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費(会場借料、機材借料等)
謝金	事業を行うために必要な謝金(会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・調査協力等に対する謝金等)
機械設備費・システム購入費	実証に必要な機械装置、システムの購入、試作、改良、据付等に必要な経費及び実証を実施するために直接必要な機械装置を製作するために必要な工具・器具備品(木型、金型を含み、耐用年数1年内のものを除く。)の購入、試作、改良、据付に要する経費
備品費	事業を行うために必要な物品(1年以上継続して使用できるもの)の購入に必要な経費。取得単価が10万円以上(消費税込み)のもの。(汎用品は認めない。)
(借料及び損料)	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品(使用可能期間が1年未満のもの)であって備品費に属さないもの(ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの)の購入に要する経費。取得単価が10万円未満(消費税込み)のもの。

## (2) 事業対象

### ■ 補助対象となる主な経費支出可能項目例② ※補助事業に適したものとして認められたものに限る。

経費項目	主な経費支出可能項目例
委託・外注費	<p>補助交付契約者及び共同事業実施者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に委託、外注するために必要な経費。</p> <p>※委託・外注先が機械装置等の設備を購入する費用は補助対象にならない。なお、共同事業実施者・共同申請者の事業費は、委託・外注費には該当しない。</p> <p>※外注を行う場合、グループ企業との取引であることのみを選定理由とした調達は認められない。経済性の観点から、相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者等を選定すること。</p> <p>※外注費・委託費は、原則として補助事業に要する額の5割未満とするが、事業実施に必要と認められる場合には5割以上も可とする。なお、外注・委託の金額・割合に応じて経費の合理性を個別に判断する。</p>
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助員人件費	事業を実施するために必要な補助員(アルバイト等)に係る経費
その他諸経費	<p>事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるもの 例)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>－ 周知活動費（実証にあたっての必要性が合理的に説明できるものに限る）</li><li>－ 通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等）</li><li>－ 光熱水料（実証場所における電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合）</li><li>－ 設備の修繕・保守費</li><li>－ 翻訳通訳、速記費用</li><li>－ 文献購入費、法定検査、検定料</li></ul>

## (2) 事業対象

---

### ■ 以下の経費は、原則、補助対象になりません。

- ・土地・建物等施設に関する経費
- ・実証場所以外に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- ・商品券等の金券
- ・文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- ・飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- ・自動車等車両(事業所や作業所内のみで走行し、自動車登録番号がなく、公道を自走することができないものを除く。)の購入費・修理費・車検費用
- ・収入印紙
- ・借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ・補助金事業の申請書等の書類作成・送付に係る費用
- ・汎用性があり、目的外使用になり得るもの(例えば、事務用のパソコン・プリンタ・文書作成ソフト・タブレット端末・スマートフォン及びデジタル複合機など)の購入費
- ・中古市場において広く流通していない中古機械設備など、その価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費(3者以上の中古品流通事業者から型式や年式が記載された相見積りを取得している場合等を除く)
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等(机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等)
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費  
(ただし、補助交付契約者・共同事業実施者に帰責性の無い事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合がありますので、事業支援事務局に御相談ください。)
- 事業に関係無い経費
- ・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

## (2) 事業対象

### ■ 補助対象となる事業類型

補助対象となる事業は以下の3つの事業類型のうち、いずれかに該当する必要があります。

※複数の類型に当てはまる事業での応募も可能です。複数の類型に当てはまる場合、最も当てはまると思う類型1つを選び、ご応募ください。

※なお、事業提案概要において複数類型に当てはまる旨をご説明頂いた場合は、内容により加点対象となる場合もあります。

#### 類型1

##### 我が国のイノベーション創出につながる共創型

グローバルサウス諸国で行われる実証事業から得られたデータ・知見がもととなり、将来的にリバースイノベーションにより新たな日本のイノベーションの種を創出する、日本とグローバルサウス対象国の共創型の事業類型

#### 類型2

##### 日本の高度技術海外展開型

グローバルサウス諸国で行われる実証事業が商業化に至り、日本の雇用増加等につながる事業類型

#### 類型3

##### サプライチェーン強靭化型

日本の一国への輸入依存度が高い物資について、本事業を通じて供給構造の多角化やサプライチェーン強靭化につながる事業類型

すなわち以下の3点をすべて満たすこと

- ✓ 日本で既に技術的には確立されたものであること
- ✓ 該当国において商業的に未適用なプロジェクトであること（又はスケール化を含む事業化にあたっての課題が明確であること）
- ✓ 日本へのリバースイノベーションに資すること

すなわち以下の3点をすべて満たすこと

- ✓ 日本で既に技術的には確立されたものであること
- ✓ 該当国において商業的に未適用なプロジェクトであること（又はスケール化を含む事業化にあたっての課題が明確であること）。
- ✓ 商業化に至った際に、日本の雇用増加等に繋がること。

すなわち以下の3点をすべて満たすこと

- ✓ 日本の産業構造上重要と考えられる物資を対象とすること。
- ✓ 該当国において商業的に未適用なプロジェクトであること。
- ✓ 日本の一国への輸入依存度が高く、本事業を通じた供給構造の変化が日本のサプライチェーン強靭化に資すること。

### (3) 事業者の定義

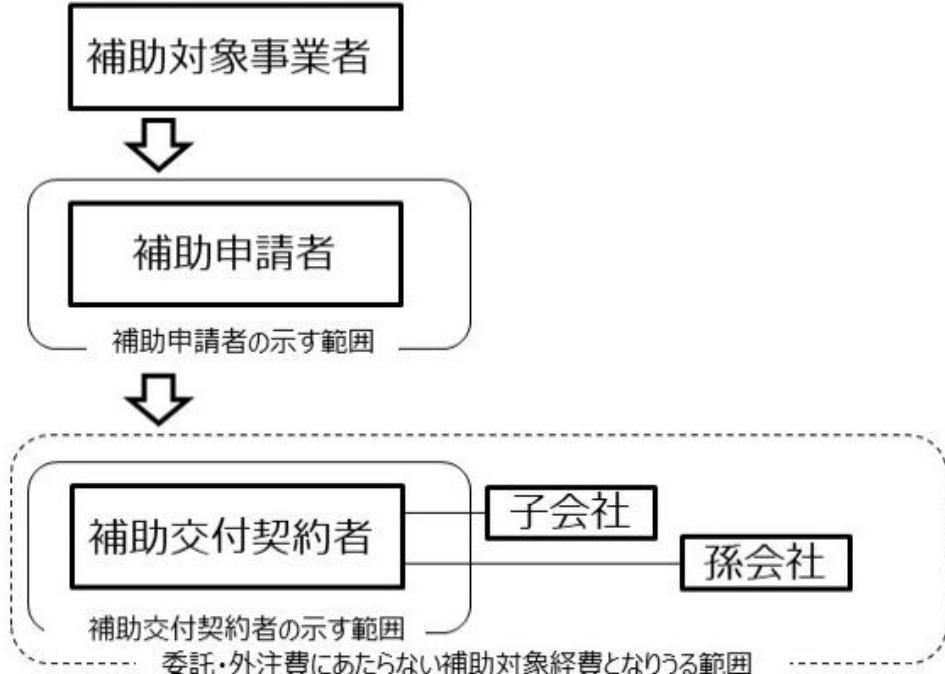
■本事業における事業者等の定義は以下の通りです。

用語	定義
補助対象事業者	申請に当たっての要件を満たす者。（要件は「2.申請手続きについて 申請資格」でご説明いたします。）
補助申請者	事業への申請を行った者。 <b>共同申請の場合、幹事法人と共同申請者両方を指します。</b>
幹事法人	単独の補助申請者では事業が成立しない場合は、複数の補助申請者による共同申請が認められ、幹事法人を一者決めて申請する必要があります。幹事法人は、補助対象事業者の要件を満たすもののうち、共同申請をする場合に、 <b>申請書類や報告書等の提出を行い、通知の連絡先や補助金の支払先となる者</b> とします。
共同申請者	補助対象事業者の要件を満たすもののうち、幹事法人と共に共同申請を行う幹事法人以外の者。
共同事業実施者	海外において実証事業を実施する法人であって、以下①②いずれかの要件を満たす者。補助申請者の現地SPC等が該当することを想定しています。なお、共同事業実施者は補助申請者となることはできないものの、共同事業実施者の事業費は、委託・外注費には該当しません。 <b>①補助対象事業者の海外子会社（日本側出資比率10%以上）</b> <b>②補助対象事業者の海外孫会社（日本側出資比率50%以上の海外子会社の出資比率50%以上）</b> ※共同申請の場合、共同事業実施者とは、幹事法人と共同申請者両方の、上記①②に定める出資比率を満たす海外子会社、海外孫会社を指します。
補助交付契約者	申請後採択を経て実際に補助を受ける者。 <b>共同申請の場合、幹事法人と共同申請者両方を指します。</b>

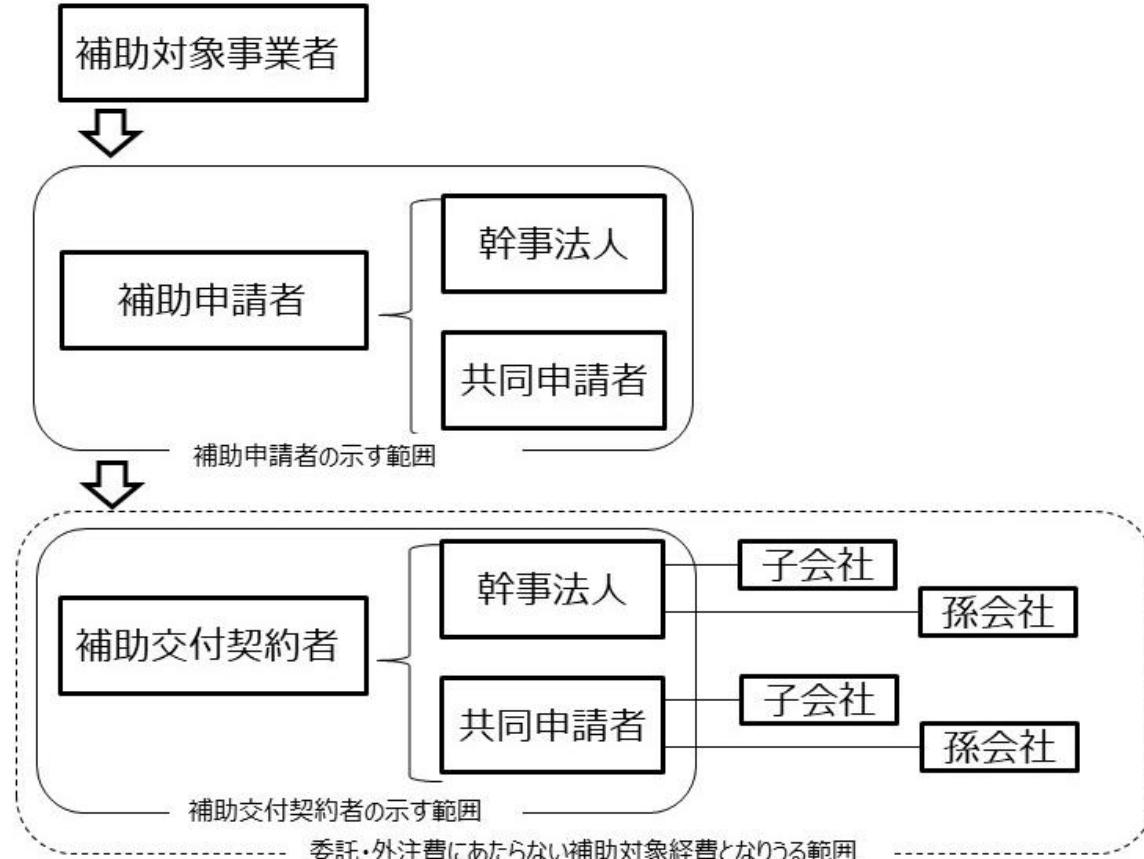
### (3) 事業者の定義

■事業者等の定義を図示すると以下の通りです。

#### 【単独申請の場合】



#### 【共同申請の場合】



## (4) 補助金交付の要件

### 1. 採択予定件数

- 特に設けておりません。

### 2. 補助金の額及び補助率

- 補助金の額：補助対象経費に補助率をかけた額は以下とします。

5億円以上、40億円以下 ※共同申請の場合、幹事法人および共同申請者全体を含めた金額となります。

- 補助率：1/2、中小企業のみ 2/3 です

#### 中小企業の補助率（2/3）の適用について

- 中小企業の補助率（2/3）の適用を受けるためには、**様式第2-2の提出が必須です。**
- 直接の申請企業のみ対象となり、申請企業の外注・再委託先企業は対象となりません。
- 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者を適用対象とします。
- 事業全体の企画並びに根幹にかかる執行管理部分を担う事業実施主体と認められ、  
中小企業から中小企業以外への外注・再委託割合が原則50%未満である場合に限ります。

※次のいずれかに該当する場合は、中小企業の補助率は適用されず1/2の補助率となります。

- ① 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者
- ② 交付申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者

※様式については、正式な公募開始時に公表いたしますのでご確認ください。

## (4) 補助金交付の要件



共同申請の場合、中小企業補助率の適用を受けられるのは幹事法人・共同申請者とともに中小企業のみの場合に限ります。

共同申請する企業の組合せ	適用される補助率
中小企業以外と中小企業以外の共同申請	1／2
<u>中小企業と中小企業以外の共同申請</u>	<u>1／2</u>
中小企業と中小企業の共同申請	2／3

## (4) 補助金交付の要件

### 3. 事業実施期間

実証事業 : 補助交付契約締結日から3年間以内。最長で2028年3月31日（金）まで

※事業実施期間内に、原則、各種補助対象経費の支払を済ませておく必要があります。

※事業終了後も定期的なフォローアップ調査の対象となり、事業終了後3年間は、フォローアップ調査の実施にご協力を  
お願いいたします。

※フォローアップ調査の結果については必要に応じて、公表される場合があります。

### 4. 補助金の支払い時期・方法

補助金の支払いは、原則として事業終了後の精算払となります。ただし、補助事業者が事業終了前の精算  
払いを希望する場合、事業支援事務局が認めた経費についてのみ、途中精算※を行います。

※途中精算は最大2回まで。途中精算額（累計金額）の上限は、補助金上限額の6割までとします。

- 事業終了後、事業者が提出する実績報告書に基づき、原則として現地調査を行い、支払額を確定します。  
支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。  
このため、全ての支出には、その事実を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。

支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、  
支払額の対象外となる可能性があることにご留意ください。

- 事業終了後の手続き円滑化のため、事業実施期間中に当該時点までの支出状況などを確認する  
月次報告を毎月求めるほか、中間報告会(中間検査)を毎年度2回程度実施します。

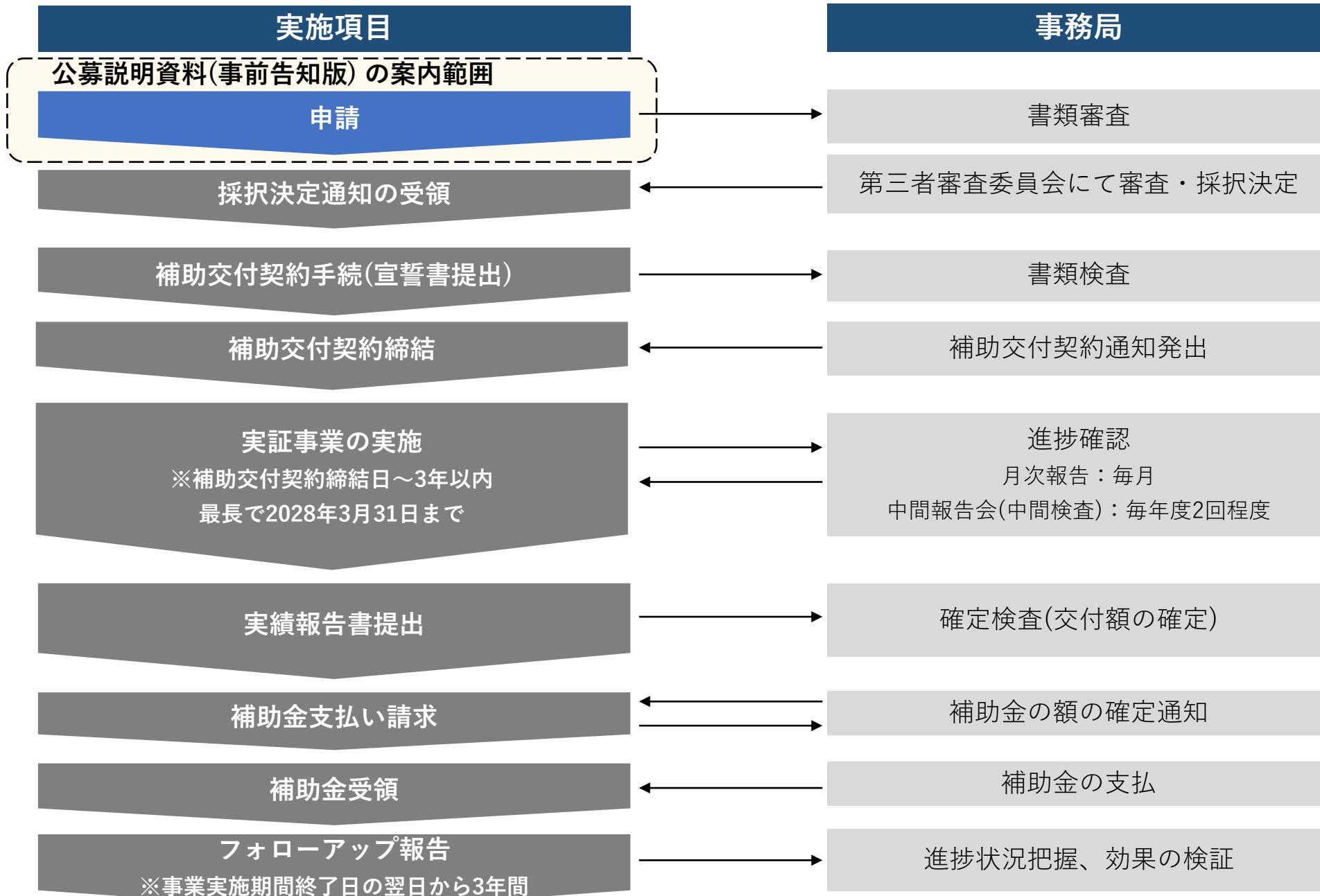
※支払額の確定方法の詳細については、

以下のリンク先に記載している事務処理マニュアル等の書類を十分に確認してください。

「経済産業省補助事業実施マニュアル」

[https://www.meti.go.jp/information\\_2/downloadfiles/2022\\_hojo\\_manual02.pdf](https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2022_hojo_manual02.pdf)

## (5) 事業全体の流れ



1. 事業の概要

2. 申請手続きについて

3. F A Q

# 申請資格

---

■次の要件を全て満たす企業・団体等を、補助対象事業者とします。

共同申請の場合、幹事法人と共同申請者の両方が次の要件を満たしている必要があります。

- ① 日本に登記し、日本に拠点及び法人格を持ち、日本における事業実態を有していること。
- ② 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ③ 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- ④ 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、再認定を受けた者を除く）でないこと（手続き開始の決定後、再認定を受けているものを除く）。
- ⑤ 政府からのEBPMに関する協力要請に応じること。

※EBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）とは、

政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのでなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとすることです。

限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していくEBPMの推進は、2017年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）にも掲げられており、今後もますます重要性が増していくことが予想されます。

- ⑥ 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ⑦ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等に十分な管理能力を有していること。

# 申請資格

---

## ■共同申請について

- ・単独の補助申請者では事業が成立しない場合には、複数の補助申請者による共同申請を行うことが可能です。その場合、幹事法人を一者決めて、幹事法人から申請を行ってください。
- ・幹事法人は、申請書類や報告書等を提出する際に、基本的には他の共同申請者及び共同事業実施者についての記載も取りまとめて提出するほか、事業支援事務局からの通知の連絡先となります。
- ・**共同申請の場合、補助金は、幹事法人に一括して交付します。**
- ・幹事法人の変更は原則認められません。

提出された申請書類に記載の事項に虚偽が認められたり、疑義が生じたりした場合は、採択後であっても、事務局はその内容について確認を行い、採択の取り消しを行う権利を留保しているものとします。

1. 事業の概要

2. 申請手続きについて

3. F A Q

## FAQ（1）公募について ①

### ■1. 同一事業者が複数事業を申請することは可能でしょうか。

可能です。事業内容が各々異なる内容の事業であれば、複数事業の申請を行うことは可能です。ただし、申請は事業ごとに行ってください。但し、同一事業を分割して複数案件として申請したり、複数者から同一案件をそれぞれ申請したりすることは認められません。また、複数申請したことが審査に影響することはありません。

### ■2. 既に開発や実証のために助成を受けている事業についても申請することは可能ですか。

過去又は現在の日本国政府（独立行政法人等を含む。）が助成する他の制度（補助金、委託費等）と同一又は類似内容の事業は原則補助対象となりませんが、事業自体は同一または類似内容であってもスコープ等が過去または現在の事業と明確に区分され、本事業の目的に合致している案件については申請いただくことは可能です。

### ■3. 次回の公募はいつを予定しておりますでしょうか。また今後想定される公募回数を教えてください。

時期は未定ですが、第二回以降の公募実施も予定しております。

## FAQ（1）公募について ②

■4. 事業に使用する機器、設備等の日本製品の割合は審査の基準になりますか。また割合等の基準はありますか。

具体的な割合基準はありません。ただし日本への波及効果については審査時の評価対象となります。

■5. 3年分の決算報告書と財務諸表を提出必須とありますが、設立3年未満のスタートアップ企業の場合はどう対応すればよいですか。**※提出が必要な書類については、正式な公募開始時に公表いたしますのでご確認ください。**

設立3年未満の事業者の場合は、提出可能な期間分を全てご提出頂き、その旨を申請時に申請フォームにご記入ください。但し、事務局より追加の資料の提出を求める場合があることを予めご了承ください。

■6. 申請時に相手国からのサポートレターを提出しても良いですか。

相手国や相手国企業からレター等があった場合には、提出頂くと、加点になります。但し、英語・現地語の文書の場合、日本語訳を付けてください。日本語訳の無いものは審査対象といたしません。

■7. 申請時に実証に係る機械設備等の相見積書の提出は必要でしょうか。

申請時に提出は不要です。ただし、採択通知後の補助交付契約手続きでは、単価10万円（税込み）以上の契約については原則として2社以上から同一条件による見積りのご提出をいただく必要があり、それらの書類に不備があると補助交付契約締結に至りません。申請段階で早めにご準備いただくことを推奨します。

## FAQ（1）公募について ③

■8. 現地法人は共同申請者として申請可能でしょうか。

現地法人は共同申請者にはなれません。

■9. 委託・外注費に何か制限があるのでしょうか。

補助金総額に対する委託・外注費の額の合計の割合は50%未満にして頂く必要があります。50%以上となる相当な理由がある場合、申請時に様式第3「委託・外注費の額の割合が50%以上となる理由書」を提出頂く必要があります。共同申請の場合、幹事法人・共同申請者のそれぞれで比率を出さず、事業全体の金額比率で算出してください。詳細は公募要領3をご確認ください。

※提出が必要な書類、様式、公募要領については、正式な公募開始時に公表いたしますのでご確認ください。

■10. 様式第19-1、第19-2の人権尊重の取組状況の内容について伺いたいのですが、問い合わせ先を教えてください。

以下の窓口で、海外ビジネスに限らず、サプライチェーンと人権に関する相談を受け付けています。また、日本政府の「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」や関連の実務参考資料に関する相談にも対応しています。

経済安全保障・ビジネスと人権に関する貿易投資相談窓口（JETRO）

[https://www.jetro.go.jp/world/scm\\_hrm/#page\\_con](https://www.jetro.go.jp/world/scm_hrm/#page_con)

※様式については、正式な公募開始時に公表いたしますのでご確認ください。

# FAQ（1）公募について ④

■11. グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金の「大型実証」と「小規模実証」に同一の事業を同時に申請することは可能でしょうか。

採択決定前であれば大型実証と小規模実証への同時申請は可能ですが、それぞれ補助額の上限額や下限額にご留意いただき、事前に経済産業省の担当課ともよくご相談ください。また、他の補助金あるいは本事業内での補助金の重複受給は認められません。実施国、対象製品、対象プロジェクトの内容が異なる等、これまでに採択された事業と別の事業であれば申請は可能です。

■12. 補助金の支払い先口座は日本の口座になりますか。

補助金のお支払いは補助交付契約者企業の口座（日本に拠点及び法人格を持ち、日本における事業実態を有している企業の口座。共同申請の場合、幹事法人の口座。）のみとなります。

■13. 類型1（我が国のイノベーション創出につながる共創型）と類型2（日本の高度技術海外展開型）の違いがよくわかりません。

類型1は中長期的に日本にリバースイノベーションをもたらすものです。実証実施によって発生したデータ・知見が、日本に還流し、日本の研究開発や技術等を高度化させるといった例が挙げられます。また、日本では法律上できない実証を相手国で行い成功することで、日本の法律を変える機運を醸成し、規制改革によるイノベーションに繋げるといった例も考えられます。

類型2は実証実施にあたり日本の部品、技術等を用い、また商業化した際の生産・稼働にも日本の部品・技術等を用いることで、短期的・中期的に日本の雇用が増加するといった裨益があるものです。

## FAQ（1）公募について ⑤

■14. 類型3（サプライチェーン強靭化型）は、特定重要物資に該当する物品の製造・供給等をする事業のみが対象でしょうか。

製造・供給等をする物品が特定重要物資に該当することは、類型3の必須の条件ではありません。類型3が必須で満たさないといけないのは、以下の3つの項目になります。

- ・日本の産業構造上重要と考えられる物資を対象とすること。（特定重要物資とは限りません。特定重要物資に指定されているもの以外でも、サプライチェーン上の重要性が合理的に説明されているものを対象に含みます）
- ・該当国において商業的に未適用なプロジェクトであること。
- ・日本の一国への輸入依存度が高く、本事業を通じた供給構造の変化が日本のサプライチェーン強靭化に資すること。

なお、類型3の場合に、特定重要物資に該当する物資であることを示す文書の写し等をご提出頂くと、審査において加点されます。（類型1、2の場合は加点されません。）

■15. 類型3の場合に製造・供給等をする物資が特定重要物資に該当することによる加点は、どの物資が対象でしょうか。

特定重要物資(2024年5月23日時点で12物資)の全てが、類型3の場合に製造・供給等をする物資が特定重要物資に該当することによる加点の対象です。

特定重要物資に該当する物資は、こちらでご確認頂けます。

[https://www.cao.go.jp/keizai\\_anzen\\_hosho/supply\\_chain.html](https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/supply_chain.html)

## FAQ（1）公募について ⑥

■16. 様式第18-1「強靭で持続可能なサプライチェーン構築の取組」、様式第18-2「強靭で持続可能なサプライチェーンに関する情報」の提出が努力目標となっているのは、類型3（サプライチェーン強靭化型）に該当する事業である場合のみでしょうか。

※**様式については、正式な公募開始時に公表いたしますのでご確認ください。**

類型3に限らず、全ての類型の事業で提出が努力目標となっています。

様式第18-1「強靭で持続可能なサプライチェーン構築の取組」は、実証事業において用いられる補助対象経費で支出する機器・製品・原材料等が特定重要物資のうち①永久磁石、②工作機械及び産業用ロボット、③蓄電池に該当する場合に、申請時に提出することを努力目標としている提出書類です。類型1,2,3どれに該当する場合でも、実証事業に①永久磁石、②工作機械及び産業用ロボット、③蓄電池 を用いる場合、申請時に提出頂くと審査において加点されます。

様式第18-2「強靭で持続可能なサプライチェーンに関する情報」は、補助交付契約者（共同申請の場合、幹事法人）が、採択決定の通知を受けた日から半年以内に、実証事業において用いられる、補助対象経費で支出する機器・製品・原材料等が特定重要物資のうち①永久磁石、②工作機械及び産業用ロボット、③蓄電池 に該当する場合に、調達に関する情報を採択決定の通知を受けた日から半年以内に、把握できる限り報告することを努力目標としている提出書類です。様式第18-2は申請時に提出が必要な書類ではありません。

## FAQ（2）補助対象経費について ①

■17. 採択後、補助交付契約締結日より前に発注等を行うことは可能でしょうか。また採択通知後、すぐに実証事業を開始して良いでしょうか。

補助交付契約締結前に、発注した経費については補助金の交付対象とはなりませんが、補助対象としない経費の発注は補助交付契約締結前に行っても構いません。採択通知後の補助交付契約手続きでは、経費の妥当性等の確認のため、計上された経費に係る証憑書類をご提出いただく必要があり、それらの書類に不備があると交付契約締結に至りません。申請段階で見積書や相見積書などの証憑書類を早めにご準備いただくことを推奨します。

■18. 土地・建物等施設に関する経費は補助対象となりますか。

土地・建物の施設に関する経費は補助対象ではありません。補助対象経費については公募要領の6.及び「補助対象経費(表1)」をご参照ください。**※公募要領については、正式な公募開始時に公表いたしますのでご確認ください。**

■19. 日本国内の製造事業者が海外にて実証を行う際、自社の機器を一部用いて行う場合、その費用は補助対象経費として計上して問題ないでしょうか。

自社内から調達を行う場合は、調達金額の多寡に関わらず利益排除を行ってください。原価（当該調達品の製造原価など）をもって補助対象経費として計上している旨を理由書等で申告し、価格の妥当性を証明するようにしてください。

## FAQ（2）補助対象経費について ②

■20. 海外にて共同事業実施者が物品等を購入する際にかかる付加価値税（VAT）、現地で輸入に係る関税等の諸税は補助対象となりますか。

輸出入時に課される関税及び設備等の導入国で課されるVATは、対象国における各種税制の利用等を含めた減免の可能性を検討した上で、それが困難な場合は助成対象費用への計上を認めます（減税された結果残った関税等も助成対象費用の対象とします）。補助金受給後にVATの還付が受けられた場合は、還付された金額を返納する必要があります。設備等の導入国において対象となる物品等を取得・保有等することに対して課される税（固定資産税等に相当する税）は計上の対象外です。

■21. 生産に必要なクリーンルーム設置経費は補助の対象になりますか。

土地・建物等、施設に関する経費は原則対象外ですが、汎用性が無く、事業で求められる清浄度等の数値を用い、実証事業のみに必要であることが説明できる場合は対象となります。

## FAQ（3）採択後の手続き及び実証事業について ①

■22. 実証に係る機械設備等の発注にあたっては、2者以上の見積もりが必須でしょうか。

原則として2者以上の見積もりが必要です。発注内容の性質上2者以上から見積りをとることが困難な場合は、該当する企業等を随意の契約先とすることができますが、その場合には該当企業等を随意契約の対象とする理由書の提出が求められます。

■23. 事業実施期間はいつまでですか。延長することは出来ますか。

補助交付契約締結日から3年以内となります。また、最長で2028年3月31日までです。

■24. 補助金の支払はいつ頃になりますか。

原則、精算払いとなります（途中精算を希望する場合は、個別審査が必要）。事業終了後、様式第10「補助事業実績報告書」等をご提出いただいた後、補助金額の確定手続きに入ります。確定手続きを進めるにあたり、書面審査に加え、原則として現地調査を行います。支払いは補助金の確定から少なくとも1か月程度を要しますので予めご留意ください。**※様式については、正式な公募開始時に公表いたしますのでご確認ください。**

## FAQ（3）採択後の手続き及び実証事業について ②

■25. 単独申請の場合、共同事業実施者への補助金の振込は行われますか。共同申請の場合、共同申請者及び共同事業実施者への補助金の振込は行われますか。

補助金は幹事法人に交付します。共同申請者及び共同事業実施者へ振り込むことはございませんので予めご留意ください。単独申請の場合も同様に、補助交付契約者のみに振込を行い、共同事業実施者に直接振り込むことはございません。

■26. 実証事業により取得した資産の帰属は補助交付契約者及び共同事業実施者にあるという理解で合っておりますでしょうか。

資産については、補助交付契約者あるいは共同事業実施者に帰属します。ただ、事業実施期間及びフォローアップ期間の適切な管理や、同期間内における処分や商用利用については事前に事務局及び経済産業省に対して承認を取り、処分時において企業が負担していた額を上回って利益が生じるようなケースは、その分を国庫返納いただく必要があります。詳しくは交付規程の第22条、23条をご確認ください。

※交付規程については、正式な公募開始時に公表いたしますのでご確認ください。

■27. 実証事業において、①事業実施期間中の収益の取扱い（返納義務の有無）、及び②事業実施期間終了後の本事業で購入した設備の取扱いに関して教えていただけますでしょうか。

①本事業においては、実証事業にかかる収益納付規定はございません。②事業実施期間終了後の本事業で購入した設備の取扱いについては、交付規程第22条、23条をご確認ください。

※交付規程については、正式な公募開始時に公表いたしますのでご確認ください。